

町内事業者の皆さまへ

設楽町新型コロナウイルス感染症対策支援金

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、燃料費高騰の負担軽減をするため、町内事業者の皆さまが燃油に要した経費の一部を支援します。

申請期間

令和5年1月10日(火)から令和5年3月31日(金)まで

支給基準

- ① 令和4年4月1日から令和4年12月31日までに燃油経費に要した経費の一部を支援
- ② 1事業所につき、上限額10万円
支援金交付額(円) = 支援金単価(円/L) × 支援対象となる燃油数量(L)
(ただし、支援金単価は10円とする。)
- ③ 1000L以上の燃油を消費している事業所
※対象となる燃油は、ガソリン、灯油、軽油、重油のみ

対象者

以下、全ての条件を満たす事業所が対象(※但し①、②はどちらかの条件を満たすこと)

- ① 町内に本店又は支店、営業所がある法人(みなし法人含む)
- ② 町内に住所と事業所がある個人事業主
- ③ 町税などの公金に対して、滞納がないこと

【必ず提出する書類】

- ① 設楽町新型コロナウイルス感染症対策支援金交付申請書(様式1)
- ② 設楽町新型コロナウイルス感染症対策支援金の申請に関する誓約書(様式2)
- ③ 燃油購入実績根拠書類(請求書、納品書、領収書のいずれか)
- ④ 振込先口座がわかる書類(開いて1枚目の通帳のコピー)
- ⑤ 確定申告書の写し

申請先

設楽町役場 産業課 平日9:00~17:00
電話 0536-62-0527 FAX 0536-62-1675
E-mail sangyo@town.shitara.lg.jp